1. 件名:高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置の実施状況に係る面談

2. 日時: 令和元年 11 月 7日(木) 15 時 00 分~16 時 50 分

3. 場所:原子力規制庁 13 階会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門 細野企画調査官、田中安全審査官、有吉主任技術研究調査官、小舞管理官補佐、 堀内安全審査官、内海研開炉係長、佐々木技術参与

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 敦賀廃止措置実証本部 副本部長 他6名

5. 要旨

- 〇原子力機構から、今後実施する燃料体の処理作業において発生が予想される不具合とその対策等について、資料を用いて説明があった。
- ○原子力規制庁より、以下の通り伝えた。

(資料1について)

- ・本日の資料は全体的に過去の不具合への対応しか記載されておらず、前回の会合で監視チームから求めていた、「燃料体処理において発生する可能性のある不具合や、その対策内容と完了目標時期」を説明する資料になっていない。
- ・監視チームが求めているのは、燃料体処理において発生が予想される不具合を洗い出し、その不具合を必要に応じて分類する等の整理をした上で、個別の対応に要する時間を予め明らかにすることで、計画的かつ安全上支障なく当該処理作業が継続できることを説明することである。
- ・原子力機構においては、本日のコメントを踏まえ、資料を整理した上で改めて説明すること。

(資料2について)

- ・本日の説明は、性能維持施設が性能を維持すべき期間を終了した場合、当該施設を解体等のために再び使用する際は、性能維持施設ではないという考え方は、法令への適合性、施設の安全な維持管理の観点で理解できないため、再考すること。
- ・具体的には、法令において、性能維持施設は「廃止措置期間中に性能を維持すべき発 電用原子炉施設」として定められており、性能を維持する期間が終了した施設が、今 後の廃止措置作業の中で再び使用し、その性能を維持する必要がある場合は、改めて 性能維持施設とする手続きを行い、適切に維持管理されるべきと考える。

(資料4について)

・P2 について、燃料体の破損に対する対応に関して、燃料破損検査の結果、汚染が検出された場合は専用の容器を別途用意して貯蔵するとのことだが、汚染を検出する際の濃度の基準について、具体的に定めている数値を説明するとともに、容器を用意するのでの間、汚染が検出された燃料体をどの様に保管するのか、また、専用の容器について、予め準備をしておかなくて良いことを説明すること。

・缶詰缶を今後使用しない理由について、「燃料体を缶詰缶に収納せずに長期水中保管しても健全性に問題がないこと」については、元々、使用済燃料等の水プールでの長期保管時の健全性を補完するとして缶詰装置が設置されていたことを踏まえ、既認可の廃止措置計画において記載されているが、本説明資料にも同様の内容を記載し説明すること。

(その他)

- 7月22日申請の保安規定変更認可申請では、燃料搬出設備のうち、キャスク装荷装置と燃料出入設備通路クレーンを性能維持施設から削除する変更をしているが、今後、燃料移送に伴う燃料体の破損が発生した場合に、どのように対応することとなるか説明すること。
- ・上記に関連して、本日の説明では、燃料搬出設備は運転中における使用を想定したものであると説明があったが、その場合、何故、廃止措置段階の性能維持施設として定めていたのか、策定時の考え方を整理するとともに、当該設備を削除した場合の燃料搬出設備の維持機能に対する影響を説明すること。
- ○原子力機構から、承知した旨返答があった。

6. その他

資料1:燃料体の処理作業で想定される事象について

資料2:高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書面談(7月25日)における質問回答について(性能維持期間を終了した性能維持施設を解体等のために使用する際の考え方)

資料3:高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書面談(7月25日)における質問回答について(第1止弁以降の予熱ヒータを性能維持施設から除外した理由)

資料4:燃料破損が発生した場合の対応について